

町	長助	役課	長補	佐班	長	係
	鎌田	鎌田	中澤	山本		

青 県 境 第 6 2 号
 平成 1 7 年 6 月 1 0 日



田 子 町 長 殿

青 森 県 県 境 再 生 対 策 室 長



青森県の原状回復対策における対応等についての質疑及び
 要望したい事項について

初夏の候 貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

県境不法投棄現場の原状回復対策の推進につきましては、日頃から格別のご指導、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成16年8月12日付け田収発第1778号によりいただきました質疑及び要望に対して別紙のとおり回答します。

- 1 7月22日青森県開催の住民説明会における一時撤去マニュアルに対する質疑・意見・要望、その他について(説明会当日や青森県の県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会で県より既に回答のあったこともあらためて申し述べます)

(3) 作業の休止の検討基準 P14

② 大雨、大雪、強風及び濃霧注意報発表時点で作業は休止されると考えてよいのでしょうか。

【答】

廃棄物一次撤去マニュアルにおいて「作業の調整・休止の検討基準」に規定されている基準を超えた場合、県境再生対策室が検討し作業の調整・休止を判断することとしていることから、大雨、大雪、強風及び濃霧注意報発表時点で自動的に作業が休止されることとはなりません。

③ 積雪量30cmとは降雪量30cmであるとの見解が青森県の協議会において示されましたが、1日の降雪量が30cmになってはじめて作業が休止になるということでしょうか。

【答】

そのとおりです。

(4) 掘削工程の管理 P17

① 掘削・積み込み時は容積だけ測定するとしていますが、重量を量らないで廃棄物の処理の管理ができるのでしょうか。これは、受け入れ側の中間処理業者に重量の管理をすべて任せることになり、問題があると考えます。併せて(13)に下述しますが、マニフェスト作成上数量の確定ができなくて問題がないのでしょうか。最低限、毎回の現地を出るときに積載量と、処理施設での搬入量の値を逐次住民に示し、安全克確実な運搬業務であることをお示し頂くことが重要と考えます。

【答】

現在、現場からの搬出にあたっては、全車両について現場内の選別・積込ヤードのマットスケールで計量するほか、過積載防止の観点から現場近くの水亦地区に原因者である三栄化学工業が設置したトラックスケールでも再計量したうえで搬出しています。

この水亦のトラックスケールでの計量値と中間処理施設到着時の計量値については、当室において全台数について重量を比較し確認を行っているところです。

また、マニフェストには数量(重量や容量等)を記載することとされていることから、本現場の場合は数量として容量を記載する扱いとしています。

なお、処理施設への搬出量については報道機関に提供し公表しているほか、ホームページ上でも全て公開しています。

- ② 積み込み現場で重量を量らないとすれば、過積載などの法令違反につながることも生じかねないと考えますが、その対処方法をお示し下さい。岩手県ではトラックスケールの設置計画がありますが、その施設を共用する等の方策はないものなのでしょうか。

【答】

前述のとおり、搬出時には現場近くのトラックスケールで計量し確認することで、過積載のないようにしています。また、本格撤去開始時には、選別・積込施設にトラックスケールを設置する予定です。

なお、岩手県が設置したトラックスケールの共用については両県で協議しています。現在のところ両県の使用したい時間帯が重複することが課題となり実現していませんが、引き続き協議して参ります。

(5) 廃棄物性状管理 P19

- ① 受入施設の受入条件とはどのようなものか具体的にご説明下さい。併せてどのような契約をしたのか、その契約書と仕様書の写しをご提供下さい。

【答】

別紙1のとおりです。

- ② 受入できないものはどんなものか、具体的に事例を挙げてご説明下さい。

【答】

中間処理施設の廃棄物投入口の都合上、一定程度の粒度以上の廃棄物（青森RERの場合で100mm以上、八戸セメントの場合で40mm以上）は受け入れしないこととなっています。

具体例をあげれば100mm以上の石については、県が現在契約している両中間施設とも受け入れできないこととなっています。

(6) 洗浄水・汚泥管理 P24

- ① 洗浄した水はどの様に処理するのか、また、汚泥の適正な処分とは具体的にどうされるのかご説明下さい。

【答】

沈殿槽に沈降した汚泥は、成分分析後にタンクローリー車等によって運搬し、中間処理業者での処理を計画しています。

② 洗車は適切にかつ洗浄する水もきれいな状態で使用することをお願い申し上げます。

【答】

洗車の用水については、高压洗浄水は田子町内から運搬された湧水を使い、タイヤ洗浄水では高压洗浄とタイヤ洗浄に使われた水（沈殿槽での上澄み水）を循環利用しています。

※洗浄水のフロー

- ・ 廃棄物積載車両の洗車は、洗車設備内でタイヤ洗浄と高压水洗浄とを行っています。
- ・ 高压洗浄用水は、毎日田子町内から湧水を洗車場内の高压用水槽に運搬しています。
- ・ 高压洗浄として使われた水は、洗車場内路面側溝を流れて沈殿槽を經由してタイヤ洗浄用水槽に貯留されます。
- ・ また、タイヤ洗浄に使われた水も路面側溝を流れて沈殿槽を通りタイヤ洗浄用水槽に貯留されることとなりますので、タイヤ洗浄水は循環利用をしていることとなります。

(7) 運搬車両 P27

① 廃棄物運搬車両の仕様を具体的に説明して下さい。それとともに競争入札に付する仕様書等の写しをご提供下さい。

【答】

別紙2のとおりです。

④ (9)-④にも下述しますが、タイヤチェーンの装着・脱着する箇所を確保することも必要と考えます。冬季を間近に迎えるので早急なるご検討を御願い申し上げます。

【答】

タイヤチェーンの脱着場所については、平成16年度の道路整備事業において、上郷交差点付近に2カ所（3台分）整備いたしました。

なお、平成16年度の冬季撤去作業においては、タイヤチェーンを必要とすることが1度もありませんでした。

(8) タイムテーブル P29

③ マニュアルに示されたルートの外国道10号線を大館方面に向かい、東北自動車道を利用するルートについても、サブルートとして考慮の対象とされることはないのかお尋ね申し上げます。

【答】

国道104号を大館方面へ向かい東北自動車道を利用するルートは、田子町の夏坂を過ぎて秋田県境までの間が、急カーブに加えて急勾配が連続しているため、産業廃棄物を積載した運搬車両の走行安全性の確保という視点から現在のルートの方が適しているものと考えられます。

なお、平成19年度からの本格撤去を見据え、運搬ルートの分散については引き続き検討して参ります。

(9) 場外運搬 P30

③ 冬期間は石亀街区周辺などにおいては除雪による路幅の減少によって通常の車両でも非常に狭隘な状態となります。歩行者は歩道以外のところを滑るのに注意して歩かざるを得ないのが実状です。従って冬期積雪期間の運行は想定通りにできない事情をご勘案下さるようお願い申し上げます。

【答】

冬期間の運搬については、県土整備部と連携しながら徹底した除雪を実施するとともに、歩行者に対して十分注意して走行するよう運搬業者に徹底して指導して参りました。

平成16年度の撤去作業においては、概ね想定どおりに運行できたと考えております。

(10) 管理体制 P33

① 「運転者は緊急時用に携帯電話を携帯する」とありますが、事故の危険性の一番高い現場から石亀地区までは携帯電話の不通・難聴区間であり、携帯電話が通じるべく措置を早急に講じるべきで、町としても県に協力を申し上げる次第です。この件は、3-(5)でも下述しますが、岩手県にも同様の御願いを申し上げる予定です。

【答】

NTTドコモによると、現在、田子町のエリア拡大のため、新規の簡易型アンテナ整備の計画があるが、具体的な着工の時期、どの程度エリアが拡大されるのかなどの具体的内容については未定とのこと。これからも、種々の情報収集に努めて参ります。

② 町内で交通事故等が発生した場合、何分で県から町に伝わるのか、具体的所要時間を何ケースかを想定して訓練的に実施して頂きたいと考えます。

【答】

マニュアルに定めている緊急時の連絡体制についての実効性を高めるため、廃棄物撤去試行期間中の平成16年11月4日に廃棄物運搬車両の事故を想定した情報伝達試験を行いました。その結果、想定事故発生から30分後にはFAXで田子町役場へ情報が発信されています。今後とも、緊急時には、できる限り迅速に情報を伝達するよう努めて参ります。

(11) その他配慮事項 P36～37

② 追い越し禁止の措置をしないとすれば、数キロごとに待避場所又はそれに相当する追い越し車線などを設置することを要望致します。(9)-③にも上述しましたが、対面通行を円滑に行うためにも多くの待避場所は必要です。冬季を間近に迎えるので早急なるご検討を御願い申し上げます。

【答】

農耕車の追い越しにつきましては、十分に安全を確認したうえで追い越しをするよう運搬業者に指導して参りました。また、待避場所等の設置につきましては、設置の必要性等を含め関係各機関と検討して参ります。

③ 小中学校の冬休み期間の走行は、(9)-③に上述した理由もあり、控えることができないものかどうかご検討下さい。

【答】

冬期間の運搬については、除雪を徹底するとともに、雪道での安全運転を運搬業者に指導して参りました。また、冬休み前には、児童生徒に対して運搬車両への注意を促すチラシを作成し配布いたしました。

平成16年度の冬休み期間中の撤去作業については、支障なく実施できたと考えております。

(13) マニフェストについて P53

マニフェストは、いつの時点で、県のどの部署の担当者が作成されるのでしょうか。また、この場合搬出する車両1台ごとに作成されるのでしょうか。

【答】

マニフェストは、運搬車両が現場を出る際に、車両1台ごとに県境再生対策室の職員が発行しています。

(14) 環境モニタリング調査 P60

大気質及び振動・騒音モニタリングについては、搬出が始まったと同時に(あるいは試行時に)年4回のスケジュールの外に直ちに実施し、搬出前の比較データとともに振動の影響がないのかどうか等の説明をして頂きたいと考えます。

【答】

平成16年度は、平成16年6月、8月、11月及び平成17年1月の4回にわたり騒音・振動調査を実施していますが、そのいずれにおいても測定値の変動はほとんど認められず、運搬車両の走行による影響はほぼ無いものと判断されます。また、振動については、昼間の基準値65dBに対して測定値は47～48dBと基準を大きく下回っており、全く問題はないものと判断されます。

なお、モニタリングの結果については報道機関に提供し公表しているほか、ホームページ上でも全て公開しています。

- 2 7月22日青森県開催の住民説明会におけるその他の質疑、意見、要望等及び7月31日開催の青森県協議会の協議事項について(説明会当日や青森県の県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会で県より既に回答のあったこともあらためて申し述べます)

(1) 今年度の撤去廃棄物が青森RERと契約して処分されると報道された件について

- ① これまでの説明では競争入札で処分業者を決定するとされておりましたが、随意契約とした経緯をご説明下さい。また、当初想定・対象としていた複数の処理業種名、その業者の所有廃棄物処理施設の概要・種別及び廃棄物の種別ごとの想定処理能力をお知らせ下さい。なお、7月31日開催県の協議会の開催挨拶で三村申吾知事が「複数の事業者と協議中」と言及された事業者も差し支えなければお知らせ頂きたいと存じます。

【答】

本県では産業廃棄物の処理については自区内処理を原則としているところであり、平成16年度に青森RERと随意契約した時点では県境不法投棄産業廃棄物を処理するのに必要な許可等を全て有している県内の中間処理施設が同社のみであったことから、随意契約としたものです。

- ② 青森RERとの契約は中間処理と報道されていましたが、中間処理された廃棄物の最終処分はどのようにされるのでしょうか。具体的には、そのすべてがリサイクルできるとは考えられず、最終処分量は中間処理のために搬入された廃棄物のうちどのくらいの割合になるのかと、最終処分は誰がどのようにどこで行う予定なのかお知らせ下さい。

【答】

青森RER(株)の中間処理施設はガス化溶融炉であるため、最終処分される廃棄物は発生しないとのことです。

ばい煙処理施設から出る飛灰及び中和灰については全量が金属精錬工場で有価金属の回収に回されているとのことです。

また、溶融スラグについて環境政策課が廃棄物処理法に基づく調査をしたところ、その全量が販売され、道路路盤材として再利用されている実績を確認しているとのことです。

- ③ 1-(5)-①にも上述したように青森RERとの契約書及び仕様書等の写しをご提供下さい。

【答】

別紙1のとおりです。

- ④ 処理が始まる初段階(8～9月の処理分)及び処理が終了した段階(委託処理されたその全量)において、委託処理搬入量(廃棄物及び滞流水ごとの容積及び重量)、中間処理の方法、飛灰・中和灰及び熔融スラグ等の副次産物の発生量、中間処理後に再資源化された物質の性状・用途及びその数量、最終処分された物質の性状及びその数量並びにその場所等について、把握した時点で速やかにお知らせ下さい。

【答】

平成16年11月から平成17年3月までに中間処理場へ搬出・処理された廃棄物は固形物が6,016.32トン、液状物が5,371.56トンの合計11,387.88トンとなっており、全量が焼却・熔融処理されました。

また、同施設では県境不法投棄産業廃棄物以外の廃棄物も同時に処理されているところであり、施設全体として飛灰・中和灰及び熔融スラグが、各々695.43トン、231.52トン、1,927.59トン発生しており、それぞれ全量が有価金属の回収や路盤材としての再利用に回されているとのことでした。

- ⑤ 一時仮置き場内の滞流水はどのような処理がされるのか詳細にご説明下さい。

【答】

現場で破碎吸引した上でタンク車に積み込み、青森市の中間処理施設に搬出し、焼却・熔融します。また、浸出水処理施設稼働後は、同施設で処理します。

- ⑥ 16年度末までに約27,000トン进行处理する計画からは、連続して処理するとすれば1日当たり約130トン(9～3月の7ヶ月で210日)の処理量に対し、運搬搬入は土日祝日や冬期間悪天候時を除けば約120日運搬するのが最大限と考えられ(1日220トンの搬出運搬量)です。この場合搬出先の中間処理施設において、相当量の一時ストックが必要となりますが、このストックについては通達等でストック量の上限が定められており、計画計算上と実態上の齟齬を来さないかをご説明下さい。また、滞流水などの液体物は、青森RERがどのような施設で一時的にストックされる予定なのかをお知らせ下さい。

【答】

平成16年度実績としては、11月から3月までの期間に11,387.88トンの廃棄物を67日間で搬出しました。

これを平均すると1日当たりの搬出量は約170トン弱となり、中間処理施設の処理能力及び保管容量からは十分余裕があったものと判断されます。

なお、液状の廃棄物については汚泥貯留槽に一時保管し、順次処理施設に投入されています。

- ⑦ ⑥と関連し、揮発性の有害物質を積載した車両が、中間処理をする事業場においていわゆる荷下ろしをする場合(ストック中も含む)の、蒸散や粉塵などによる周辺環境への汚染拡散防止対策はどのように講じられるのかをご説明下さい。

【答】

中間処理施設における県境不法投棄産業廃棄物の運搬車両からの荷下ろし及び貯蔵については、負圧管理された貯蔵ピット建屋内で行われることから、蒸散や粉塵などによる周辺環境への汚染拡散のおそれはないものです。

- ⑨ 新聞報道で中間処理の契約額がトン当たり28,000円となっていました。昨年8月にごみ固形物を措置命令により同じ業者が処理したときの費用が35,000円であったことから20%も安価で、さらに、昨年のごみ固形物は特管相当廃棄物ではなく今回の委託処理されるものが特管相当物であることを考慮すれば、この金額で果たして適正な委託処分が継続的にできる処理費であるのかどうか、企業努力といわれればそれまでですが、県のご見解を伺いたいと存じます。

【答】

平成16年度に青森市の中間処理施設と契約した処理単価28,000円は、県からの見積り依頼に対して業者から提出された見積額が県が設定した予定価格を下回ったことから契約した単価であり、適正な金額と判断しています。

(2) 搬出ルート of 道路の整備計画について

- ① 県道道前浄法寺線の改良・整備計画の詳細をお示し下さい。
② 国道104号線の石亀・道地地区の狭隘な箇所改良・整備計画の詳細をお示し下さい。
③ 搬出ルートの道路におけるカーブの逆勾配などについてその調査と対処をお願い申し上げます。

【答】

産業廃棄物の搬出に伴う交通安全対策として、県道道前浄法寺線及び国道104号において、ガードレール、カーブミラー、標識等の交通安全施設や凍結防止剤自動散布装置を平成16年度から平成19年度にかけて整備するセーフティタウン道路事業を実施することとしています。

搬出ルートの道路整備計画については、地元住民の参加による「ワークショップ」を開催し、住民と行政側が共通の認識を持って、整備を必要とする箇所の抽出や、どのように整備を進めていくかなどを検討して参りました。

その結果を踏まえ、緊急を要する箇所から具体的な整備計画を策定し、順次整備を進める予定としています。

なお、平成17年度では、平成16年度に引き続きセーフティタウン道路事業を

施することに加え、国道104号の茂市～石亀地区及び下田子地区の歩道を整備する国庫補助事業について、今年度、国から採択されたところであります。

(3) 地元振興対策について

① 実施される工事などにおいて、地元の業者等が参入できるようご配慮をお願い申し上げます。併せて物資の調達についても同様の趣旨のお願いを申し上げます。

【答】

公共工事における地元業者参入、県産材の使用促進については、青森県の基本方針となっています。県境再生のための工事においても、その方針に基づいて実施してきており、土木一般工事は三八地方業者の指名によって入札発注を行い、浸出水処理施設や鉛直遮水壁など特別な技術を要する工事では中央大手業者と地元業者による共同企業体形式を条件として入札発注をしています。

また、工事用の資材についても、県産材の使用、県内会社からの入手などを受注業者に要請してきています。

② 今後長期に亘り稼働が想定される水処理施設の運営等について、地元雇用の技術者養成や、運営主体を地元でできないかどうかをご検討下さい。

【答】

浸出水処理施設での水処理は、pH・BOD・COD・SSなどに加えてダイオキシンや重金属類の処理まで含む高度な技術を要するものです。設備の運転管理、処理過程の維持監視にも、それらに応じた技術と技術者が必要になりますので、(所謂)中央大手業者への運転・維持管理委託を計画し、平成17年5月26日の入札によって平成17年度は(株)クボタが業務を行うこととなっています。

(4) 新聞報道等からについて

現地のハタネズミに染色体異常が発見されたとの報道がありましたが、その内容を詳しくご説明下さい。なお、その原因の説明と周辺環境に影響がないことの証明が風評被害防止対策に必要と考えていますので、現時点での説明と証明は困難であるなら早急にできるよう、「県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会」の委員の意見を伺い、弘前大学農学部と連携しながら、原因の説明と周辺環境への影響がないことを証明できる必要な調査を直ちにしたいと存じます。このままこの事案を放置されれば、当町にとっても周辺三八地域においても農林水産業の風評被害による死活問題ばかりでなく、生活環境への住民の不安が広がるので、早急な対応をお願い申し上げます。

【答】

報道された調査は学生の卒業論文をもとにしたものであり、その内容は現場や周辺で捕獲したハタネズミ30匹のうち27匹の染色体に異常が認められたというものです。平成16年7月22日に開催した住民説明会において回答したとおり、この学生

の指導教官である小原弘前大学農学生命科学部教授は報道機関の取材に対し、この調査結果について原因は特定されておらず、他の生物への感染性等はなく、周辺の生態系や人の健康に直接の影響を及ぼすものではないとのコメントをしています。

なお、この調査結果については報道等でも大きく取り上げられたことから、平成16年7月22日に開催した県の生物影響調査評価委員会の議事終了後に委員であり、かつ、調査を行った学生の指導教官でもある小原弘前大学農学生命科学部教授から、学生の卒論研究として行った、不法投棄現場に生息する「ハタネズミ」の染色体分析についての報告をいただきました。

その際にも小原委員より、この研究からはまだ何が原因かは分からないこと、いずれ原因特定もしていかなければいけないと思うが非常にそこは難しいと思うとのコメントがなされたところです。

このような報告を受けて生物影響評価委員会の奈良会長から小原委員に対し、「卒論の一部が一人歩きしないよう、もう少し突っ込んだ研究をされるように」とのコメントがあったところです。小原委員は引き続き研究を進めていくとのことですので評価委員会としても、今後の研究の推移をみていくこととしたところです。なお、このことについては、平成16年7月31日に開催した第5回の原状回復対策推進協議会でも県から報告したところです。

(5) 現地での汚染拡散防止対策について

表面遮水工事については、面積的には岩手県の方が進んでいるようであり、青森県側も斜面などにおいて現在のような完璧な工法でなくても暫定的に早急に全面を遮水することが必要ではないのでしょうか。これはさらに、周辺環境モニタリングにおいてア-9で鉛が地下水の環境基準を上回って検出され汚染拡散の兆候が見られると考えられるように、表面遮水ばかりでなく遮水壁の構築も来年度を待たず手の付けられるところから早急に着手すべきではないかとも考えられます。表面遮水工や遮水壁の工事は汚染拡散のおそれがあるので水処理施設の完成を待ってから着手するとの説明がなされていますが、待っている段階で既に汚染拡散の兆候があるとすれば、何もしないで待つより早く手を付けた方がいいのではないかと考えます。古市委員長が技術的観点からの議論を深めたいと挨拶にあったように、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会においてそのリスクの比較を早々に行っていただき、県のご見解・説明を頂きたいと存じます。

【答】

表面遮水は、現在平成17年7月初めを目途に暫定的な遮水工事を進めており、雨水と浸出水の分離を図ることにしています。

この実施時期については、表面遮水によって投棄現場からラグーン部へ至る雨水排水がこれまでと違って短時間かつ流出量増となるため、雨水排水路と防災調整池の整備が必要であり、さらに浸出水の受け入れには浸出水貯留池と浸出水処理施設が完成していなければなりません。よって、雨水排水路、防災調整池、浸出水貯留池、

浸出水処理施設が完成した平成17年5月31日以降の工事となりました。

また、遮水壁工事は延長990mを5工区に分割して平成17年6月3日に発注し、本年夏以降本格的な工事着手になると考えています。

この遮水壁工事は平成19年7月に完成予定であり、同時に全面の表面遮水工も終了する計画となっています。

3 平成16年6月23日青県境第71号「青森県の原状回復対策における対応等についての質疑等、お尋ねしたい事項について(回答)」に対する回答及び再質疑などについて

(1) ラグーンにおける底泥及び水質検査について

- ① 全シアンや有機リンの環境基準が「検出されないこと」ということに対して、定量下限値が0.1となっていますが、10分の1以下の微量でも測定できる機器で傾向を正確に知ることが重要ではないかという質問の趣旨です。

【答】

平成16年6月23日青県境第71号で回答したとおり、環境基準の測定は国の告示に定められた方法で測定を行うこととなっており、県では第三者機関に委託して定められた方法で測定を行い、その結果を公表しているところです。なお、(<0.1)という測定結果はその方法による測定の結果、不検出であったことを意味するものです。

- ② 一時的に濃度として環境基準を満たしても、汚染物質の総量が環境に影響を及ぼす危険は十分に考えられます。水生魚等の飼育により継続的に安全であるとお示し頂けないかという点については、平成16年7月5日に開催された「県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会」での委員の意見にもあるように、両生類などの発生段階からの観察や、本来この周辺河川に生息していたと考えられるイワナなどの飼育をすべきと考えますが、青森県のご検討中の実施方法の考え方を伺います。香川県豊島の例のような汚染に強い魚類の飼育のみでよいのかどうか疑問の残るところと考えます。

【答】

平成16年6月23日青県境第71号で回答したとおり、魚類の飼育については専門的な知識が必要となることから、生物モニタリングについて検討する生物影響調査評価委員会において協議頂いた結果を踏まえ、実施することとしています。

なお、評価委員会での検討の中ではウグイやメダカが飼育魚種の候補としてあげられたところであり、それを受けて県では将来的に魚種を変えていくということも含めて対応を検討していく旨を委員会で申し上げたところです。

- ③ 降雨量のうちどれだけ表層を流れ、蒸散しまた地下浸透しているかの状況を把握することは、次年度稼働の水処理施設の処理能力が適正なのか、遮水壁構築後の地下浸透がしていないか等の検証のために必要ではないかと考えます。そのメカニズムを把握するのは専門家も委員となっている県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の責務と考えますが、青森県のご見解を伺います。

【答】

水処理のための浸出水貯留池と浸出水処理施設の規模は、近隣の気象観測所の過去

20年間のデータを用いて、浸出水量シミュレーション計算によって決定し、その計算過程の中では、降雨量、蒸散量、気温、日照時間等も加味されております。

計算結果として、日平均浸出水量100m³、日最大浸出水量150m³、浸出水貯留池容量12,300m³、浸出率26パーセントとなっています。ちなみに蒸発散量は、年間約480mmと想定されています。

遮水壁工事と表面遮水工事の完成後は、現場降水量と浸出水貯留池への流入量を日々観測して、浸出水処理施設の処理能力について検証して行くことになります。

(2) 当町の協議会で実施した現地調査結果について

一時仮置き場の堆肥様物のダイオキシン類分析結果が、230～290pg-TEQ/gとありますが、これまで住民説明会や県から提供のあった資料による当町作成資料(別添)ではそのようなデータがないので、当町資料をご照査の上あらためてそのデータの詳細(測定日時・測定地点・測定した物質の性状など)お知らせ下さい。

【答】

別紙3のとおりです。

(4) 廃棄物の検査体制、検査組織の確立について

① 検査組織体制とは、現地での掘削作業中等の労働災害防止の観点や廃棄物の適正な処理のために必要な廃棄物の分析調査及び現場内及び周辺環境のモニタリング調査を青森・岩手両県が連携を取って実施する体制と考えております。そしてこれらの検査が即日結果が判明できるよう、外部委託ではなく、簡易な方法でも現地において実施することが必要ではないかと考えます。そのための組織・施設を整備すべきということです。

【答】

平成16年6月23日青県境第71号で回答したとおり、一次撤去の対象となる廃棄物については、その性状や有害物質の濃度を把握するための試料分析調査を実施済みとなっており、その性状に基づき焼却・溶融又は焼却・焼成により適正に処理を行っているところです。

また、現場においては、県が定めた作業環境・安全対策マニュアルに基づき、状況に応じ必要な粉じんの発生・飛散防止対策、有害ガスの発生抑制対策などの作業環境安全対策を適切に実施するほか、毎日、現場において粉じん計やガス検知管等による作業環境測定を行い、安全を確認しながら作業を行っているところです。

なお、周辺環境のモニタリングについては、原則として2ヶ月に1回岩手県と同日採水し調査し、その結果を公表する等、両県が連携をとって進める体制となっています。

② 住民の目が届く体制とは、上記の検査組織の中で、常時住民が検査そのものができるよう、そしてその結果による判断・対処方法の決定過程に住民が参画できるような体制として頂きたいということです。単にモニタリングに立ち会いができていればそれでよいというものではありません。

【答】

一次撤去における検査体制については上述のとおりです。なお、平成16年6月23日青県境第71号で回答したとおり、平成19年度以降の本格撤去時の具体的な検査体制や撤去方法については、撤去マニュアルの作成とあわせ、今後、検討していくこととしています。

(5) 緊急連絡体制について

現場周辺や廃棄物の搬出ルート沿いが不測の事態に対応できる携帯電話の通話地区とする必要性の認識を十分にしたいと考えております。その上で、ご呈示のあったアンテナ铁塔補助事業制度について、町としても活用を検討したいので詳細をご教示願いたいと考えております。ただし、当該事案の背景、事業実施上の必要性及び地域振興の観点からは、住民等の理解も得られる、通常の補助事業に加えての補助率のかさ上げ等の県のご高配が必要で、お願い申し上げたいと考えております。また、岩手県との共同で補助事業を実施して頂きたいことは、岩手県にもお願いを申し上げる予定です。

【答】

(10) 一①でお答えしたとおり、NTTドコモによると、現在、田子町のエリア拡大のため、新規の簡易型アンテナ整備の計画があるが、具体的な着工の時期、どの程度エリアが拡大されるのかなどの具体的内容については未定とのこと。これからも、種々の情報収集に努めて参ります。

また、国1/2の補助により市町村が事業主体となって携帯電話のアンテナ铁塔を整備する制度（移動通信用铁塔施設整備事業）については、既に当該事業の概要等の資料をお渡ししているところですが、御不明な点については当室又は県企画政策部情報システム課までお問い合わせください。